

(写)

H21 環環企第 7 4 9 号

平成 21 年 11 月 4 日

仙台市環境審議会

会 長 佐 藤 洋 様

仙 台 市 長 奥 山 恵 美 子

仙台市環境基本計画の改定について（諮問第 6 号）

仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく「仙台市環境基本計画」の改定にあたり、条例第 8 条第 5 項に基づき、仙台市環境審議会の意見を求めます。

(写)

H21 環環企第 7 5 1 号

平成 21 年 11 月 4 日

仙台市環境審議会

会 長 佐 藤 洋 様

仙 台 市 長 奥 山 恵 美 子

仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について（諮問第 7 号）

「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定にあたり、「低炭素社会」づくりの視点から、目標、今後取り組むべき施策、重点を置くべき施策のあり方などについて検討するため、仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、仙台市環境審議会の意見を求めます。

諮 問 の 趣 旨

本市では、平成9年3月に仙台市環境基本条例に基づく環境基本計画として、環境面から見た目指すべき都市像を「杜にまなび、杜といきる都」とする「杜の都環境プラン」を策定し、これに基づいて、市民の皆様とともに環境の保全及び創造に関する諸施策を展開してまいりました。

こうした取り組みもあって、多くの課題が解決・改善され、本市の環境は概ね良好に保たれてきました。しかしながら、環境を巡る状況には様々な変化が生まれています。地球温暖化問題の深刻化が動かしがたいものとなる中で、国際社会は化石燃料への過度な依存から、「低炭素社会」への転換に向けた取り組みを本格化させています。このような中で、「低炭素社会」の構築と連動した「資源循環型社会」の構築、自然との共生や生物多様性の保全、健康で快適な市民生活を支えるより質の高い環境づくりなど、今後本市に求められる環境政策のあり方は、新たな転換期にさしかかっています。

「杜の都環境プラン」も、その個別計画である「仙台市地球温暖化対策推進計画（平成14年度改定）」も平成22年度をもって計画期間を満了いたします。そこで、本市としても、環境が全政策の基底に在ることを認識しつつ、近年の環境に係る状況の変化や新たな課題に向き合い、「杜の都」に受け継がれてきた共生・循環のシステムを活かしながら、市民の皆様と共に適切な対応や適応を図っていくために、環境面から見た仙台の将来像や、今後の環境政策の方向性、重点的に取り組むべき施策等を議論し見定める必要があるものと考えます。

とりわけ、深刻化する地球温暖化問題は、気候変動による直接的脅威が増すことに留まらず、いわば自然の恵みを産み出し提供してくれる生態系という大木を枯らしかねない、重大な危機そのものであり、本市における市民生活や経済活動もその影響を免れることはできません。

しかしながら、科学的知見等により、その要因が二酸化炭素等の人為的な排出であることが世界各国の共通認識となり、我が国においては、政府が2020年までのこれまでにない高い削減目標を掲げ、対策に本腰を入れ始めたところです。目標の中身の詳細はまだ示されていないことから、本市が掲げるべき目標や方策はそこから直ちには見えてこないものの、都市に生活する私たちのあらゆる活動に深く根ざした課題であり、本市が達成すべき目標やその道筋等を明確にすることが必要です。その上で、暮らしや事業活動、まちづくりや都市経営の中で、市民の皆様と一緒にあって、仙台にふさわしい効果的な温室効果ガス削減を進めていくことは可能と考えます。

このような背景や課題認識から、環境政策の目標と基本方向、施策の体系、取り組むべき施策等について議論・検討を行った上で「杜の都環境プラン」を改定すると共に、低炭素都市づくりに関しては、達成すべき目標の考え方や具体的な道筋、施策の内容等を示す「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定を併せて行いたく、貴審議会でのご審議をお願いするものです。